

## 平成19年12定商工労働常任委員会

服部委員

そういう意味からも、この融資制度はかなりの改革に近いと思います。信用保証協会がこれまで100%を保証していたというのはもう周知のことですが、これを80%を信用保証協会が保証して、残りの20%は貸手の金融機関が保証をしていくということで、原則的にはそれでよろしいですね。

金融課長

お話のとおり、80%がこれまでどおり信用保証協会がリスクを負担すると、20%を金融機関が負担するというので、基本的にはこれが原則ということであります。

服部委員

日本国がこの融資制度について、その信用保証の補完政策に具体的に8対2という形で出てきたことは画期的なことであると認識してございます。既にヨーロッパでは8割から5割というのが常識でございますから、長期にわたって100%の信用保証をしてきたという保証制度の仕組みに終止符が打たれたのかなと重く受け止めております。

その辺の理由というのは、当局としてはどのように受け止めているのか、御認識をお聞かせいただきたいと思っております。

金融課長

今お話がございましたとおり、欧米の信用保証制度でございますが、必ずしも皆保証制度があるわけではなくて、直接融資をしている国もあれば、間接融資もあります。さらに保証という形で担保しているような制度もあるわけでございますが、保証制度の場合、我が国のように10対0というようなところは欧米では余りないと思われまして。今委員からお話があったように80%、少ないところは50%、40%というような割合で行っているということから考えますと、国際的な標準に合わせていくという一つの大きな流れがあるのかと考えてでございます。

もう一つは、そういう責任共有制度とすることによりまして、貸手の金融機関の側にもきちんと貸付先の中小企業の経営にも細かい指導、配慮をしていただけるようになるのではないかと期待されていることだと思っております。

ちなみに、この制度が改正された大きな背景のもう一つには、財政的にこの保証制度が大きな赤字を生んでいたということもあったと認識しております。

服部委員

正にそのとおりで、今、金融課長のお話をまとめると3点になるのかと思いますが、一つは、金融機関も責任ある貸付けとして中小企業に対する経営支援などをしっかりしてほしいという責任が生じてくる。私はここを重要視しております。これからこれを基準にして伺いますが、誠に大切なことで、そうならなければ意味がないと思っております。

この他の二つの件は、諸外国の現行制度が既にこれに先んじているという現実があるわけでございます。もう一つは、この信用保証協会が全国レベルでは赤字のところが多く、それを中小企業金融公庫が再保証するという中で生まれた年間 1,700 億円の赤字の補てんということで、やむを得ず 100%の保証を 2割は貸手の金融機関が持つということになったわけでございます。それは、貸手に対しても、中小企業に対する経営支援というものに責任を持つということで、逆に貸し渋ってしまうという状況になると、この制度の願意が損なわれるというふうになるわけです。この辺はこの制度をスタートするに当たって何か国からの指針とか、または皆さん方が独自に考えたものがありますか。

## 金融課長

お話がございましたとおり、これは全国的な制度の大きな見直しということでございます。金融機関に対する監督という点から申し上げますと、私どもとしては、権限を持っておりませんので、金融庁ないしそれぞれの所管のところ、今回の責任共有制度が導入されるということだけにかかわらず、以前からもう少し金融機関はきちんと貸手として責任を持っていろいろ支援をするという計画づくりをしてくださというお話はしていると思います。このことでは、私どもは特に何か役割を担っているということではないと思いますが、ただ、やはり今回制度が変わったということでもありますので、円滑な資金の供給が絶たれることのないように、今後十分に注意を払っていきたいと考えております。

## 服部委員

その際、十分に注視していくということですが、先ほど申し上げたとおり、金融機関が、中小企業の方々に対してやはりしっかりと直接的、若しくは間接的に経営支援をしてあげるといところが今回の制度の立ち上げの理由の一つにもあるわけですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

貸し渋りになるか、それともまたは逆にそうではなくて、金融機関が 2割自ら貸手としての責務を果たしてもらおうようになってもらいたいと思ひますので、是非その辺を確認しておきたいと思ひます。

## 金融課長

委員お話しのとおり、重要な責任があると思ひますので、十分にその辺の状況については慎重に研究してまいりたいと思ひます。また、先ほどの答弁でも、利率の見直しのお話もさせていただいたのですが、いろいろ制度をつくるときにおいても、金融機関側、それから借りている中小企業側の負担のバランスということで、より使っただけやすい仕組みづくりを十分に配慮するとともに、対応がすぐに必要だということであれば、年度途中であっても、臨機応変に対応をしていきたくて思ひます。

## 服部委員

そこで、具体的に責任共有制度についてですが、確か 2種類ありますよね。私の認識では、部分保証と負担金によるこの責任共有制度があると思ひますが、どうでしょうか。

## 金融課長

今回の制度では、2割負担に係る金融機関の負担の方式が二つございまして、部分保証方式というものと負担金方式とございます。

少し制度の詳細を御説明させていただくと、ほとんどの銀行は負担金方式をとっております。私どもの制度融資を取り扱っていただいている金融機関の内では、一つだけ東京スター銀行だけが部分保証方式をとっております。ただ、これは金融機関側の負担をするタイミング、出し方、あと損金とかいろいろな処理の方法が違うだけでありまして、借手の中小企業側は何ら差異がないということです。どちらの方法をとるかは中小企業には全く影響しないものだとということで御理解いただきたいと思います。

## 服部委員

中小企業側には影響はないということは、そのとおりですが、やはり部分保証よりは負担金方式の方が銀行にとっては良いに決まっているわけです。それは大事な銀行の自己資本比率を融資が焦げついたときに変えなくて済むわけです。だから結局、金融機関は、そういう方法をとるわけです。

ですから、今こういう大変なときですから、借手の皆さん方を保護しながら、そして資金手当てがうまく行くようにしてもらいたいという制度だと思っておりますので、そういうようなこともやはりよく宣伝をしていただきたいと思います。その辺の仕組みについてはどんなふうにしてユーザーに分かるように御説明されていますか。文書によったり、口頭で言ったり、窓口で言ったりとあると思いますが、いかがでしょうか。

## 金融課長

今回ここでは、県の制度融資ということでお話を申し上げておりますが、実は、この信用保証制度ということで、信用保証協会が扱うすべてのメニューについてこの制度が取り入れられております。基本的には県ではなくて、信用保証協会が信用保証制度全体の見直しということでPRをすべきだということでございます。県におきましても信用保証協会が、県以外に横浜市、川崎市と三つございます。その3協会の連名でパンフレットを作ったりすることで、信用保証協会の方からもPRしております。また、信用保証協会のホームページなどによりPRしているところでございます。

## 服部委員

分かりました。したがって、銀行は、自己資本比率に影響を受けない形になっているということも知った方が私は良いと思います。銀行も知っていれば、例えば窓口で中小企業の社長とお会いしたときに、やはり言葉遣いや顔つきも違ってくるのではないかと思いますので、情報提供をしていただくようお願いしたいと思います。

次は、(財)神奈川中小企業センターと(社)神奈川県産業貿易振興会の統合について、これは思い切ったことをするなというような感じもするのですが、法的に別に支障がないから思い切ったことではないのでしょうか。私が思い切ったことをするなと思っておりますは、財団と社団が統合すると、社団は解体し財団になるということです。

したがって、何点かお聞きしたいと思います。この社団は会費で存立していましたが、その会費は、財団になったときにどういうふうな扱いになるのでしょうか。

産業活性課長

会費についてのお尋ねでございますが、両団体が統合基本合意書を結びましたが、その中で(社)神奈川県産業貿易振興協会の会員組織を引き継いでいくこととしております。財団ですから、意思決定にかかわるような会員組織にはなり得ませんが、会員組織として引き継いで、その組織の活動自体は継続して行っていくと聞いております。

服部委員

私が伺っているのは、社団のときにお取りしていた会費は、どうなるのですかということ。事業の継続と会員としての存続は、今のお話の中でうかがい知れますが、会費はどうするのか。

産業活性課長

会員組織の会費として継続していただくような形で考えていると聞いております。

服部委員

その点について、討議しているときに、社団側からは何か御意見は出ませんでしたでしょうか。

産業活性課長

(社)神奈川県産業貿易振興協会からは、当然のことながら、社団は会員組織ですから、これを重要視してほしい。これを是非、統合後も同じような活動ができるようにしてほしいということでお話があって、先ほど申し上げたような形になったと聞いております。

服部委員

その際、会費の徴収は引き続き行うという前提ですか。

産業活性課長

この間の両団体の話合いで、徴収継続が前提であったと聞いております。

服部委員

では、引き続き会費を徴収するというふうを受け止めておきたいと思えます。

そこで(社)神奈川県産業貿易振興協会がどのような経営状況であって、(財)神奈川中小企業センターと統合するとどのような形になっていくのかということですが、まず統合理由を改めて伺っておきたいと思えます。

## 産業活性課長

今回の統合は、両団体が互いの団体の機能を合わせ持ち、総合的、効率的な中小企業支援の展開を通じて、本県産業の振興を図る機関を設立するというで行われるものでございます。

具体的には、(財)神奈川中小企業センターは、県内の中小企業に対する経営、技術、資金などの面から総合的に支援を行う機関として活動してまいりました。また、(社)神奈川県産業貿易振興協会は、海外との経済交流などの分野について支援機能を有してまいりました。この両団体が一つになることによって、総合的な中小企業の支援機関になるという目的で統合したと聞いております。

## 服部委員

分かりました。それでは、直近の決算ベースで、(社)神奈川県産業貿易振興協会の収支計算書の中の事業活動収支の部の中には、事業活動収入というのがあると思いますが、収入の資金を御説明ください。

## 産業活性課長

(社)神奈川県産業貿易振興協会の平成 18 年度の収支計算書で申し上げますが、大きく三つございまして、一つは会費収入でございまして、平成 18 年度決算で約 600 万円でございます。また、事業収入が約 9,000 万円でございます。また、補助金等の収入ということで1億9,000万円ほどでございます。これが主な収入でございます。

## 服部委員

3分の2が補助金でもっている社団であったということでございますが、この補助金の内容を御説明ください。

## 産業活性課長

補助金の1億9,000万円の内訳でございますが、神奈川県の補助金が約1億7,000万円でございます。そのほかは県内各自治体からの補助金でございます。

## 服部委員

それでは、私もいろいろと観光協会だとか地元の様々な社団による団体に入っておりますが、こんなに補助金が多い社団というのは珍しい。それには様々な経過があると思えます。それで、統合後については、今御説明のあった補助金1億9,000万円の扱いはどういふふうになるのですか。

## 産業活性課長

先ほど申し上げましたとおり、事業については、やはり重視すべきところは重視し、削るところは削るというような見直しを加えた上で、事業内容としては同等なものを継続して行うと聞いております。

## 服部委員

では、その辺はどのような検討日程になっているのか。例えば県も来年度の予算編成に向けて作業している中でございますから、その辺にかかわる市町村の予算編成作業と、今、産業活性課長のお話のとおり事業はそのまま引き続いていくという形になれば、このまま継続してこの補助金を支出していくのか、もう決定と思って受け止めてよろしいのですか。

## 産業活性課長

(社)神奈川県産業貿易振興協会の方で各市町村に、御説明した中で、ほぼ同等の形で行えるだろうということで、事業を継続して行うと聞いております。

## 服部委員

分かりました。そうなれば事業のスキームとして、それぞれかかわり合った人たちが出している会費や補助金も変わりはないということであると思います。本当に統合した後の充実した施策の展開がこれまで以上に求められる。さらにその効率と目的が発揮できたかどうかの検証が県民からは求められると思いますが、このようなことについてはどのように対応をされますか。

## 産業活性課長

両団体とも、先ほど申し上げたような効率的な運営、あるいは中小企業支援のための事業を強化するという立場で進められております。私どももそれをしっかり見守ってまいりたいと思うとともに、必要な指導はしてまいりたいと思っております。

## 服部委員

これは簡単に言えば分かりましたという言葉で終わるのですが、本当に今言ったことは大事なことです。そしてそういう施策展開や所期の目的にこたえていくための検証ということは特段力を入れて、両団体とそれなりのシステムを構築しないと、手続的に民法上、法人が統合したんだということで済む問題ではないと私は思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、迎え入れる(財)神奈川中小企業センターについては、細かく2月定例会で質疑をします。

次は、今回の神奈川県部設置条例の一部を改正する条例の概要について、商工労働部の部分が3ページに出ております。そこで(7)商工労働部に、ア、イ、ウとありますが、アンダーラインが改正部分ですよね。つまり「イ、観光に関する事項」が右側の現行では入っていないが、これが入ったということですね。もう一つ、左側の改正欄のウの下にアンダーラインがありますが、これはどういう意味ですか。

## 商工労働総務課長

今回、部の設置条例を改正するに当たって変更する箇所を示してあります。具体的に

言いますと、現行のイが示している「労働に関する事項」をイからウに変えるということで、変更が加えられるということで、今回アンダーラインを引いております。

#### 服部委員

分かりました。それで、観光に関する事項ということでございますが、これは部設置条例に入ってきたということで、様々な委員の方のお話の中で、何となく分かります。少し伺っておきたいのですが、この条例を基にして観光に関する組織、それから事業、そして予算や人事とかというようなことについては、そこまでの見通しについて、新年度に向けて、どのような体制で協議されていますか。どのような内容ですかというのではなく、今協議をされていますか。「観光に関する事項」が条例に1行入ったことは、重みがあると思います。

#### 商工労働総務課長

部の設置条例の中に観光に関する事項を追加したことについてでございます。今回、今年度につきまして観光に関することに関して、それに伴う体制、さらには予算というようなことで、その辺のところはどういう形で検討が進められているかということですが、まず、このたび総合計画の中で観光振興を、計画期間内に県として相当の力を注いでいこうというようなことで、重要な施策に位置付けております。それを受ける形で、現在は、担当課長を置いて、商業観光流通課の中に班という形であります。この辺のところを明確にして、更にしっかりと県内外にアピールするような視点で、今までは商業及び工業に関することに含んで読んでいきましたが、ここから観光に関することを分離して、今回、分掌事務もはっきり観光に関する1行をとり、改正させていただくということでお願いしております。

#### 服部委員

だから、具体的には班の中で考えているというのでは狭苦しい。やはり部長直轄でプロジェクトチームを組んで考えたところで罰は当たらないというか、そうしなければならぬぐらいのテーマだと私は思います。だから、先ほども予算の規模について、全国の中で40位であるとかという話がありましたが、そんなことでいいのかなと思います。

ですから、特に商工労働部というのは、本県が県民の皆さん方から、法人県民の方から法人関係税で超過課税をいただいているわけです。それは防災と地域経済の振興のために直近で200億円を徴しているわけです。商工労働部関係が超過課税の半分です。特定目的のために特定財源が投入されていることは言うて見ればすごいことです。そして、その効果も議会と県民から検証をされるということです。部の予算からいったら、そこはやはり特別に手当てされているのだから、ある意味では、予算の確保ができていますということですよ。

したがって、本来、そこを部自前の予算で賄うことを考えれば、ゆとりといえればゆとりができる。その部分をきちんと観光方面へ計上しなければならない。したがって、今大事な観光関係の方に予算をしっかりと付けていこうというふうな財源構成を考えるのが普通だと思いますが、新年度予算の計上に向けて、その辺のことについての所感をお答えください。

## 商業観光流通課長

来年度の予算の状況でございますが、現在は調整中でございます。ただ、来年度、一つは組織体制のそういう整理を踏まえて、やはりどのようなことに取り組むのかという施策面での対応でございますとか、あるいは市内、市町村、観光業界、また民間事業者などと連携の仕組みづくりをどう構築していくかが非常に大事でございます。やはり取組があつての予算ということでございまして、現在、来年度以降どのような点に重点を置いて取り組むのかも含めて検討しつつ、予算化に向けて努力しているところでございます。

## 服部委員

だから、取組があつての予算だったら当たり前のことだから、これに限らないと思います。何千何百の各種施策がある中で、そういう宿命を背負ってない施策・事業は予算計上の上ではないでしょう。だから、求められるのはスピードですよ。したがって、この観光事業というのは、本当にそういう意味では、税金でそういう施策を展開していくという象徴的な事業だと思えてなりません。

時あたかも日本国政府は、今年の6月29日には閣議決定もしております。それは観光交流人口の拡大、そのために技術的な地域経済の確立、それから内外観光客の宿泊旅行回数、滞在日数の拡大など、もう政府がここまでやっているということは、これはもう首都圏でも頑張らないといけません。これは追い風を得られるから、早い体制づくりをしていただきたいと思えます。

そして、この部設置条例で「観光に関する事項」とたった1行だけだが、本県はこれほどの体制をつくって臨むというようなものを1日も早く県が、県民に周知していただくような内容を煮詰めていただきたいことを要望して、この件は終わりにしておきたいと思えます。

いずれにしても経済県、環境県、海洋県、そして観光県と、これだけの社会資本、また眠っている潜在的な資本というのは、神奈川県においてはもう埋蔵金を掘り出すようなもの、特にもう観光なんてものはたくさんありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、商店街の活性化、本当に大事だと思っております。私は9月定例会の時は、商工会議所の件についてお話しさせていただきましたが、本当に経済活動の結節点というのはやはり地域であり、商店街だと思います。そこにやはり国の施策や私たちの県政への思いや施策が届いていく、そしてまたそこから様々な経済活動によって、皆さん方が持っている徴収権によって税が納税されていくという良き環境になるわけです。

そこで、商店会の加入についてですが、私の考えでは、すばらしい条例が誕生して、もうこんなにうれしいことはないと思っております。

神奈川県内の商店会が幾つあつて、法人化されているのはどのぐらいなのか、そこだけ教えてください。



## 商業観光流通課長

県内の商店会の数でございますが、現数として私どもが把握している限りで 1,204 の数字を把握してございます。そのうち、振興組合、事業協同組合といった法人化されているものが全部で 13.8%あります。それ以外は全部任意の団体だというような状況でございます。

## 服部委員

私は、法人化されている 13.8%をやはりもっと増やしていかなければいけないと思います。法人化された商店会というのは、例えば市商連とか、商工会議所とか、市行政とか県行政とかとつながっていくというのは、十分に可能なのですよ。

だから、私も市会議員を経験しているからよく分かるのですが、地元の藤沢市でもこの商店会を法人化させるために職員が本当に苦勞している。それでようやく藤沢市内 43 の商店会があるが、19 の商店会が法人化された。これには市の職員の大変な活動があるのです。そういう法人化された中から加入者を拡大していくということも、もちろん商人側サイドの自意識も、目標意識も、その活動の中から実は芽生えています。

ですから、行政が上から「入れ」と言ったところで入らない人もいるわけで、こんな形ではなく、自然な形の商業交流の中で、また地域の生活の中で、そういう商店会に入っていくということがあるはずですよ。したがって、この法人化についての特段の努力をやっていただきたいと思います。これは要望です。

もう一つは、コンビニエンスストアの入会率が低いことについては、もう私なんかも困っています。これはよく見てみると、社長は東京にいるが、やっている人は地域の人が多いのですよね。現に私の地元の湘南台にある幾つかのコンビニエンスストアの店主というのは、もともと地元の人なのです。

だから、そこへ訪ねて行って、店長と話をして、東京に本社があるから、「ちょっと本社の社長に聞いてみるよ」と言われるかもしれないが、第一義的にはその店長がその気になれば入会するというケースもありますものですよ。どうかそういった実情を、地元市町村と県の皆さん方が共有しながら、入会に対する効率的な施策を固めていただきたいということも要望しておきます。

では、次は、インベスト神奈川の中で認定を受けた大企業は何社でしたか。

## 産業活性課企業誘致室長

18社でございます。

## 服部委員

それで、その 18 社の上場の状況について、一部上場、二部上場またはジャスダック、マザーズなどその状況はどうですか。

## 産業活性課企業誘致室長

18 社中、新日本石油(株)の子会社でございます新日本石油精製(株)は、上場しておりませんが、その他につきましては国内の東京市場を含む主要な株式市場に上場しております。ただ、その中で、J F E スチール(株)は J F E ホールディングス(株)として上

場、それから富士フイルム(株)、富士ゼロックス(株)は富士フイルムホールディングス(株)として上場しているといった形となっております。

#### 服部委員

そういうことであれば良いのですが、しかし、この辺のレベルの話は幾ら投資をしたかにもよりますが、よく見ていっていただいて、いろいろな情報を集めて、経常利益と株式相場、それから業種によっては輸出関連による収益が多いところは特段の意を用いて連携をとって株と為替の成り行きには注意していただきたいと要望します。

最後に、知事の欧州訪問が11月18日から同24日までドイツ、フランスに向けて行われました。それには、職員の方はどなたが行かれたのですか。

#### 産業活性課長

こちらから随行したのは産業活性課長の私と経済交流班の職員1人でございます。

#### 服部委員

何で職員が2人しか行かないのですか。どういうことかということ、要するに知事が貴重なこの6日間で様々な活動をされた中で、例えば商業観光流通課にかかわる、外国人観光客を誘致するというのもう国策になってはいますが、外国人たちを本県に観光で呼ぶかもしれません。ですから、商業観光流通課長も一緒に行く。また、ドイツやフランスの地域の地方自治の仕組みが違ふといえども共通しているのは金融政策、金融制度があるわけですので、金融課長も関係するとして行ったらどうですか。こういうようなことも考えると、せつかくの機会ですから、もう少し大勢で行った方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。

#### 産業活性課長

正直に申しまして、精一杯事業を展開してまいりました。大変厳しい面があったのは事実でございますが、その中で地元の県、州あるいはJETROの皆さんの力をお借りしまして滞りなく終わったということでございます。

#### 服部委員

今後、物にもよりけりですが、しっかりとここでの様々なアピールやプレゼンテーションが現実的に本県経済の活力につながっていくために、商工労働部としては具体的に何をやるかというようなことはまとめてしかるべきですが、そういう方向でまとめられますか。知事室の方は知事の施政方針に基づいてまとめるでしょうが、産業活性課長が行かれたわけですから、本県の産業活動に資するために、いつごろまでに、どういう方向で何をまとめるのか、お考えがございましたか。

#### 産業活性課長

今回の欧州訪問は多くの企業の方々、多くの経済関係機関の方々、それから行政等、多くの方にお会いしました。これにつきましては、そのときにいろいろ経済交流を盛ん

にしていこうということで、それぞれ合意したわけでございます。今後でございますが、ロンドン駐在員はもちろん、私どもにおいても連絡をとりながら、具体的な事業に結び付ける、あるいは具体的な融資に結び付ける、具体的な取引に結び付けるということで着実に進めてまいりたいと思っております。

服部委員

よろしくお願ひしたいと思います。

では、最後に一つだけ。これは11月22日にオードセイヌ県知事と会談されたとお聞きをしております。オードセイヌ県には、(社)神奈川県産業貿易振興協会の事業活動収支を聞いたときに出てきた負担金の中で、委託金を出していると思ひますが、幾らですか。

産業活性課長

駐日オードセイヌ県経済事務所が(社)神奈川県産業貿易振興協会の事務所の中にあります。これにつきましては、海外の公的な機関が私ども神奈川県企業との取引を進めていただけるといふことで、神奈川県が(社)神奈川県産業貿易振興協会に面倒を見ていただくという意味で、委託金といふことで50万円を支出しております。

服部委員

そうすると、この神奈川県委託金の240万円といふのは、50万円以外は何ですか。

産業活性課長

(社)神奈川県産業貿易振興協会は、海外との取引の支援を行っておりますので、神奈川の企業が海外の企業に分かっていただけるような英語のホームページ、あるいは近年取引が増しております中国に対しての中国語のホームページがございますが、これをメンテナンスするために委託金として支出しております。

服部委員

話が戻りますが、11月22日のオードセイヌ県との会談では、(社)神奈川県産業貿易振興協会や駐日オードセイヌ県経済事務所の役割について効果があったのか。例えば日本で活動しているオードセイヌ県関係者が知事を迎え入れるとか、または関連する方々が交流したとかそういう状況は生まれたでしょうか。

産業活性課長

委員のお話のとおり、駐日オードセイヌ県経済事務所の方が、フランスで出迎えていただきまして、いろいろオードセイヌ県とのパイプ役にもなりましたし、その方々を通じていろいろな企業の方とお会いできた、あるいは日本の商工会議所に当たるオードセイヌ県の経済団体のトップとお会いするといったこともいたしてまいりました。

## 服部委員

様々なそういう触れ合いの中から、何かやはり希望が湧いてきます。または施策にできる可能性のあるものがうかがい知れます。本当に御苦勞様でございました。その経験を生かしていただいて、より一層また実りの多い企業政策、誘致政策、交流政策の展開をしていただくことを期待して、私の質疑は終わりにします。